

外出の自粛要請について

資料5

期間：令和3年1月9日から令和3年2月7日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、**特定都道府県(※)への不要不急の移動は避ける**ようお願いします。

特定都道府県以外の地域への移動については、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断をするようお願いします。

※特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）

令和3年1月8日時点：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県